

議員（小川 保）

おはようございます。9番、小川保でございます。

こう見回してみますと、4月から新しい陣容になったかなと感じております。新しい課長さんとか、あるいは異動になった課長さんとか。皆さん方、清々しい顔つきで私どもも頑張って参らないかなとつくづく感じております。どうぞよろしくをお願いします。一般質問については、一問一答方式でお願いいたします。

本日は、多度津町における文化財について、そして避難所の男女の区分分けについて、この2件について質問をいたします。

1番目、多度津町の指定文化財の数について質問をさせていただきます。

皆さんご承知のように、私どもの多度津町は弘法大師空海さんが誕生された白方という地域、恐らくその時代は白い砂浜と青い波、白砂青松の町でなかったかなというふうに想像されます。そして、その後は室町時代、恐らく1360年代ぐらいだったと思いますけれども、西讃エリア、三野郡、多度郡、豊田郡、この3郡を与えられ統治していた守護代、香川景則氏の拠点がこの多度津町であります。恐らく、こういったところも皆さんご承知だろうと思いますけれども、改めて考えてみますと、この多度津町っていうのはすごいところだなと思っております。つまり、この3郡というのはほとんど香川県の西讃地域全体であると。その拠点がこの多度津町であったということです。この多度津町の中でも、特に、現在の白髭神社周辺の本台山に館を構えておりました香川氏は、江戸時代では陣屋という表現をしておりますけれども、当時は館ということらしいです。そして、天霧山に築移をしたと。その後、約200年間統治が続いておったということです。つまり、この多度津が200年間西讃地域の中心であったという、そういうすごい町なんです。こういう稀有な町に私どもは住まわせていただいている。この感謝に基づいて、今から質問をさせていただきたいと思っております。

質問の1番目、多度津町指定の文化財の総数と代表的なもの、10点ほど例示いただきたい。をお願いします。

生涯学習課長（福田 純）

小川議員の「多度津町指定文化財について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

令和8年6月1日時点の多度津町指定文化財の総数は48件となっています。内訳としては、有形文化財が38件、無形文化財が4件、記念物、史跡でございますが、6件でございます。

本町の指定文化財の中から、代表的なものを10件紹介させていただきます。

まずは有形文化財、建造物でございますが、旧合田家住宅（島屋）です。こ

れは、明治中期から昭和初期にかけての民家建築の建造物でございます。次に、林求馬邸です。これは、江戸時代の武家住宅として貴重な建造物でございます。次に、多度津鳥居、金毘羅鳥居でございます。金毘羅信仰の歴史を伝える鳥居で、県立桃陵公園内にございます。次に、金毘羅燈籠です。これは、金毘羅参詣道に関連する石造物です。

続きまして、有形文化財、歴史資料でございますが、北前船関係の古文書です。これは、本町の海運・交易の歴史を示す重要な資料で、資料館にて収蔵しています。次に、武田三郎の版本と関係資料です。これは、版画家として文化・芸術を示す資料で、これも資料館にて収蔵しています。

続きまして、有形民俗文化財でございますが、高見島の埋め墓があります。これは、本町の埋葬文化・民俗を示す墓でございます。

続いて、無形民俗文化財でございますが、南鴨の大般若経巡行があります。これは、伝統的な宗教行事として継承されている儀式で、南鴨念仏踊り保存会によって管理されております。次に、ヤットセー踊り及びヤットセー音頭でございますが、これは本町の民俗芸能を代表する伝統文化で、ヤットセー踊り保存会によって管理されております。

続きまして、記念物、これは史跡でございますが、宿地古墳がございます。これは、本町の古代歴史を物語る重要な遺跡でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

質問2番目です。

それらの管理状態、そして毎年の予算計上、そして現在と今後の計画について伺いたします。

教育長（三木 信行）

小川議員の「町指定文化財の管理状況、毎年の予算、今後の計画について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

町指定文化財のうち、町が所有をしている文化財は、旧合田家住宅（島屋）や資料館所蔵資料があり、適切に管理・保全しています。その他の文化財については、個人、自治会及び各保存会が所有をし、管理・継承しています。

毎年の予算計上は、町が所有をしている旧合田家住宅（島屋）については、一般社団法人合田邸ファンクラブに年間50万円で維持管理を委託しており、昨年度は本町デーに合わせた一般公開と日本遺産北前船関連の企画展の会場として活用しました。また、資料館所蔵の資料についても、企画展や古文書講座を通じて活用しています。その他の自治会及び各保存会が所有をしている文化財については、町から管理団体へ補助金を交付し、管理・保全に努めていただいています。

今後の計画としては、これらの指定文化財は、多度津町の歴史、文化、伝統を示す貴重な資料であり、本町の歩みを物語る重要な文化遺産のため、必要に応じて予算を計上するとともに、文化財を適切に保全し、町民及び来訪者への学習・啓発の場として活用を図り、多度津町の歴史と文化の継承に努めていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

文化財という言葉について、少しお話をさせていただきます。

文化財とは、国宝や重要文化財のこと、そんなふうに皆さん思われがちですが、本来は長い時間の中で生まれ、育まれ、そして守り伝えられてきた文化そのものを指します。これは、実は第26代の次期当主となる予定の冷泉渚さん、この方の言葉なんですけれども。冷泉氏曰く、人は、勢い、物だけを文化財だと考えがちではありますが、しかし歴史の中で地元住民たちが大切に育んできた歴史も、実は文化財であります、というふうにお話しされております。シビックプライドという言葉があります。それは、このまちに合った歴史、そして継承され伝えられてきた文化的事象、これらに対し、そこに住む住民たちの自負し、好感度、郷土愛など、まさに住む人たちのプライドだと言えましょう。しかしその文化が文化財として伝えられなければ、そこに住む人たちの心の中に形づくられた歴史も次第に薄らいでいくということになりましょう。さて、そういった意味で、常に不断に伝えられるメッセージは。具体的な手だては。私は、解説板が重要だと思っております。つまり、歴史の現場で、その場所で、街中に高札と、そんなようなものを整備、設置すべき、このことが肝要だと私は考えております。

ここで質問です。今現在、解説板の設置はどのように、またどんな場所に、どんな内容で、それらの活用など、お伺いいたします。お願いします。

生涯学習課長（福田 純）

小川議員の「解説板の設置について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町の指定文化財のうち、屋外に所在する文化財については、来訪者や町民の皆様が分かりやすく学習できるよう、文化財に近接する位置に解説板を設置しています。直近10年間においては、専門的な知識をもとに考古学的調査や文献研究による最新の情報を反映させ、11点の解説板を更新してきました。これらの看板には、文化財の歴史的背景、建築や製作技法、発掘調査の成果などを掲載し、来訪者や町民の皆様が文化財の魅力を理解できるよう工夫しております。

設置した解説板は、まち歩きや小学校の校外学習など、様々な場面で活用していただいております。町民及び来訪者にとって本町の歴史と文化について学ぶ

貴重な役割を果たしています。今後も、これらの解説板を通じて、本町の文化財の価値を広く周知し、文化財への理解と魅力発信に努めてまいります。  
以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

今お話しいただきました内容についての、その解説板の場所、そういった説明ありましたけれども、伺っておりますと、物を借りての歴史的事象、こういったものを説明されておると感じられましたけれども、私が最初申し上げましたように、文化というのはその歴史そのものであるということです。物がなくても、実はこの周辺この現場でこういったことがあったということ、これも文化だと思います。つまり今後、解説板の設置においては、その現場その地域でこんなことがありましたというのも、解説板で表現されるのもよろしいかと思っております。よろしくお願いします。

そこで、4つ目の質問です。子どもたちも含め、住民の皆様に分かりやすく、そしてカッコよく、そして詳細に、QRコードを使ってというようなかたちで、そしてそれ以降の保全、こういったものはどうすればよろしいでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の「解説板と今後の保全について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、更新した解説板の一部にはQRコードを導入し、町ホームページの文化財解説ページへアクセスできるようにしております。また、現在作成中の日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の解説板については、日本遺産全体を解説する解説板がなかったことから、中心となる構成文化財である本通の町並みに設置する予定です。当該解説板には、2つのQRコードを掲載し、町ホームページの文化財のページと北前船寄港地・船主集落の総合ページへアクセスすることができるようになっています。このことにより、来訪者や町民の皆様は、その場で詳細な情報を得ることが可能になります。また、ホームページには写真や図面などの画像データを掲載しており、子どもたちを含む町民の皆様に分かりやすく紹介するとともに、多度津町の歴史の魅力を効果的に発信することができます。このようなデジタル技術の活用により、まち歩きや小学校の校外学習など、様々な場面での学習がより充実するものとなっています。

今後の文化財及び解説板の保全につきましては、定期的な調査・点検を実施し、文化財の劣化状況を把握するとともに、必要に応じて修復・補強工事を計画的に検討していきます。町所有の文化財である旧合田家住宅（島屋）につきましては、年間予算の範囲内で建屋の部分的な保全を実施しており、今

後も限られた予算の範囲内で対応していきます。個人、自治会及び保存会が所有している文化財につきましては、管理団体との連携を強化し、適切な保全方法についての助言を行うとともに、必要に応じて補助金による支援を検討していきます。また既存の解説板についても劣化状況を把握し、必要に応じて更新又は新たな知見も盛り込んだ内容の解説板の更新に努めていきます。さらに、文化財の価値を次世代に継承していくため、小学校の校外学習や生涯学習講座などを通じた啓発活動を充実させ、地域全体で文化財を守り継承していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

解説板ですけれども、私も時折読ませてもらったり、いろいろ見させてもらっておりますけれども、何かそっけないというか、味気ないというか、もう少し温かみのある、そしてデザイン性も重視された、そういった解説板もぜひご検討願いたいなど。今後、更新する際にいろいろ考えていただいたらと思います。よろしくお願いします。

次に2つ目ですが、避難所の男女の区分分けについて質問をさせていただきます。まず、一人一人が平等に避難所を運営できるシステムがマニュアル化されているのでしょうか。また、誰が平等にマニュアル執行をするのでしょうか。お願いいたします。

総務課長（松浦 久美子）

小川議員の「避難所を平等に運営できるシステムのマニュアル化及びマニュアルを執行する者について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町の地域防災計画では、指定避難所の運営については町が行うこととしておりますが、南海トラフ地震に代表される大規模災害発生時には、災害の規模によっては町職員自身も被災し限られた職員で災害対応業務に従事することから、町職員による避難所の運営は困難となることが予想されます。本町では、令和4年3月に「多度津町避難所運営マニュアル」を策定しております。このマニュアルは、東日本大震災などの過去の大規模災害における課題や教訓を踏まえ、避難所に関する基本的な考え方、避難所組織のあり方や活動内容、施設の活用方法をまとめたものでございます。このマニュアルを基に、各地域の実情を反映した避難所の運営マニュアルを地域の自主防災組織が策定することができるよう、それぞれの自主防災組織の立ち上げ時にはマニュアルについての説明を行っております。しかしながら、現在、策定状況の確認が十分にできていませんので、今後、自主防災組織連絡会において、現状把握に努めてまいります。

次に、内閣府の策定した各種指針・ガイドライン等においては、行政が全てを運営するのではなく、発災後速やかに被災者自身が役割を分担し、住民主

体で運営組織を立ち上げ、避難者主体の自主運営を行うこととなっております。そのためには、避難者の中から避難所マニュアルを執行する者、つまり避難所の運営リーダーを決める必要があります。このことについて、千葉県柏市では「役割分担カード」というものをマニュアルとして策定し、避難所を運営するリーダーを決める手順としてシステム化している自治体もあります。また、高知県高知市では、リーダーが避難所を運営するために必要な受付設置チームなどチーム長を決めるためにカードを用いて、各チーム長を決める手順をフローチャートなどによりシステム化している自治体もあります。

本町でもこれらの事例を参考にし、地域住民が避難所を自ら運営することができるような体制となるように自主防災組織などと協力していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

今、松浦課長からお話をいただきました、避難所の中でリーダーを決める際のカード。こういったものが現物として千葉県の柏市とか、高知とかあるかと思っておりますので、もしよろしければ、そういったものも取り寄せをさせていただいて、参考にしてみようということも必要でないかなと思っています。よろしくお願いします。

次の質問です。当然、できていると思うのですが、改めて確認します。生活に必要な設備は周到に準備・用意できておりますか。またそれほどのような設備でしょうか、食事以外でお答えください。お願いします。

総務課長（松浦 久美子）

小川議員の「食事以外の生活に必要な設備の準備状況について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町では、地域の実情に応じた備蓄目標を立て、食料や飲料水、また、避難所生活に必要な日用品等の現物備蓄に努めるとともに、流通事業者との協定による流通備蓄により必要数量を確保することに努めています。

議員ご質問の食事以外の具体的な備蓄品目については、まず「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」では、毛布、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、生理用品となっております。また、県の定める「避難所関連物資等の備蓄マニュアル」では、簡易ベッド、パーティションが追加されており、これらの備蓄状況は県ホームページで公開されております。

備蓄物資の目標数は、令和7年に公表された香川県地震・津波被害想定の本町における最大避難所避難者数約6,100人を基に算出し、備蓄を進めております。本町の食事以外の備蓄状況は、毛布が6,393枚、子供用紙おむつが

2,006枚、大人用紙おむつが350枚、携帯用トイレが29,390回分、トイレト  
ペーパーが76,600m、生理用品が4,367枚、簡易ベッドが534基、パーティシ  
ョンが401基でございます。

また、町独自としても、避難所で生活を行うために必要となる各種物資類の  
備蓄を進めています。具体的には、紙製のものも含めた食器類、調理に必要な  
カセットコンロ及びカセットコンロボンベ、発電機能付き多機能ランタ  
ン、乾電池、ソーラーパネル付蓄電池、タオル類、フロアマット、浄水装置  
等も備蓄しております。

これら備蓄物資の目標数は、平成26年に公表された香川県地震・津波被害想  
定の本町における最大避難所避難者数約4,200人を基に算出し、備蓄を進めて  
おりましたが、しかし、昨年新たに公表された被害想定では6,100人に増加し  
たことから、一部の備蓄品目については、県の定めた目標数量に届いていな  
い状況となっております。今年度は、簡易ベッドとパーティションを追加購  
入するなど、新たに目標数量の達成に向け、引き続き備蓄に努めてまいりま  
す。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

私が今、食事以外ということで説明を求めましたけれども、皆さんも記憶  
に新しいと思いますけれども、阪神淡路の大震災、それから東北地方です。  
こういった立て続けに大きな地震、災害が発生しておりました。2011年3月  
11日の東北震災。この時には私も8月にボランティアとして石巻に行って、  
食事の提供という形で参加させてもらいましたけれども、その時に感じたの  
が、実は食事は十分間に合っている。つまり、日本の中でそういう災害が起  
きたのは局所的であったということで、私どもの地方では何にも影響がなか  
った。つまり、日本の全国の中で食事を提供する可能性っていうのは、たく  
さんチャンスがあるわけです。そういう意味で、現場では、行きますと、弁  
当やら食事やらたくさんあるんです。倉庫にもう山盛りであって、実は廃棄  
せないかんというぐらいたくさんあったという状況です。これは、3月に発  
災した後8月に行った、その時の状況ですけれども。そうしますと、それよ  
りも他の部分がもしや大事なのではないかと感じまして、現地でいろいろ聞  
きますと、やっぱり男女別の設備、そういった区分けがあまりできていない  
ので非常に困るというお話を聞きました。当時。

そこで、3つ目の質問です。避難所のレイアウトは作成されておりますか。  
それらのレイアウトは、女性の視点を採用しているのでしょうか。例えば、  
世帯別の区分、男女別のトイレの位置、こういったものが適正な距離で取れ  
ているのか、そして、ごみ箱、ごみ格納施設は、男女別の廃棄の区分管理な  
のか。それらは、当然男子と女子では、絶対的な生理の違いがありますの

で、当然区分されて然るべきことでしょう。いかがでございましょうか。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の「女性の視点を採用した避難所レイアウトの作成について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

「多度津町避難所運営マニュアル」には配置計画の例として、多度津中学校体育館を用いた避難所のレイアウトを表示しております。その中では、男女で物理的に距離を取ったそれぞれの更衣室や、要配慮者用の福祉避難スペースを記載し、「女性用スペースの確保」を明文化するなどしております。実際の災害時には、避難者の数や状況によっては、マニュアルどおりの配置やレイアウトとすることが難しいことが予想されますが、避難所生活の長期化が予想されるタイミング、具体的には発災1週間程度を目途に、避難所のレイアウトを整理することを提案するなど、可能な限り女性の皆様に配慮したレイアウトとなるように努めていきたいと考えております。

また、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、本年度からの試みとして、多度津中学校体育館を利用した住民参加型の避難所設営訓練を企画しており、その訓練では実際の災害現場で避難所設営の経験をもつ事業者と協力をし、新たな機材や教訓を取り入れた避難所レイアウト案も作成中であります。こちらでは、世帯構成に応じて1名用、2名用、4名用の各種パーティションを用いたプライバシーに配慮した空間の確保、パーソナルテントと簡易トイレを組み合わせた仮設トイレについても配置する予定となっております。この訓練を通じて、町職員のみでなく、災害の際には避難者となる可能性がある住民の方々と協働しながら、女性の視点を取り入れた実行力のある避難所運営が可能になるよう努めてまいります。

作成した避難所のレイアウトにつきましては、避難所となる施設に常時掲示することで、発災時の避難所設営が円滑に進むことにつながると考えられるため、避難所レイアウトの常時掲示につきましても、施設管理者と協議するなど、今後研究してまいります。

なお、議員ご指摘のとおり、女性目線での避難所運営につきましては、重要な課題であると考え、本年度より、主として危機管理業務にあたる危機管理係に女性職員を配属しました。議員ご指摘の避難所のゴミ箱の問題をはじめとする、女性視点での避難所の運営について、本町でも更なる検討ができるように、今年度、香川大学危機管理先端教育研究センターが監修した女性職員対象の避難所等支援者育成事業の研修に危機管理係の女性職員と保健師が受講する予定のほか、全国市町村国際文化研究所で実施の災害発生時の市町村の対応研修にも同女性職員が受講する予定となっております。これらの研修で学んできたことを踏まえて、本町のマニュアル等に早急に反映させたい

と考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

女性の視点で運営提案を考え、これから計画をするということですが、そういったことは既に採用しております佐賀県の事例です。これを申し上げますと、「T・K・B」いうことらしいです。Tはトイレ、Kはキッチン、Bはベッドという、この3つのことです。これらは、世帯別、男女別など、最低限の区分距離を必要としている設備だということらしいです。本町では、これらの計画について如何様になさっているのでしょうか。お願いいたします。

総務課長（松浦 久美子）

小川議員の「本町におけるトイレ、キッチン、ベッド、いわゆるT・K・Bの取組について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

災害対策における「T・K・B」とは、避難所の環境を改善し、避難生活における体調悪化、ひいては「災害関連死」を防ぐために重要とされている3つの要素です。内閣府のガイドラインでも、発災後速やかに整備すべき最優先項目として位置付けられております。

まず、1つめの「T、トイレ」は、「安全・清潔で十分な数のトイレを速やかに確保すること」の意味でございます。避難所のトイレが不衛生であったり数が足りずに行列ができたりすると、被災者はトイレに行く回数を減らそうと水分や食事を控えるようになり、結果として脱水症状やエコノミークラス症候群、急性腎不全などを引き起こし命に関わります。本町では、指定避難所の既設トイレだけではトイレの数が不足する可能性を考慮し、簡易トイレや携帯トイレの備蓄を行っており、今後も継続して調達していく予定です。また、仮設トイレについては、現在1社と協定を締結していますが、更なる業者との協定を検討するなど、必要数の確保に積極的に取り組んでまいります。

2つめの「K、キッチン」は、「温かく栄養バランスの取れた食事を迅速に提供すること」の意味でございます。避難直後の食事はパンやおにぎりなどの炭水化物に偏りがちですが、これが長期化すると免疫力が低下し、感染症等のリスクが高まります。「温かい食事」は被災者の身体を温めるだけでなく、精神的なストレスを和らげる効果もあるとされています。本町では、令和6年3月に香川県キッチンカー協会と「災害時のキッチンカーによる炊出実施等に関する協定書」を締結しており、災害時には同協定に基づき避難所等でキッチンカーによる炊き出しの実施することを要請することとしています。

3つめの「B、ベッド」は、「床に直接寝るのを避ける段ボールベッドや簡

易ベッドを導入すること」の意味でございます。体育館等の硬い床に直接寝ると、埃等を吸い込んで肺炎を引き起こしやすくなります。また、床からの冷えによる体調不良や、起き上がりにくさによる高齢者の筋力低下、廃用症候群を引き起こし、災害関連死につながる可能性があります。本町では、令和5年度まではエアーマットの備蓄を進めておりましたが、令和6年度以降は国のガイドラインの改定等に伴い、簡易ベッドへ切り替えて備蓄を進めております。本年度予算でも国や県の補助金を活用して追加調達する予定ですが、不足分は流通備蓄として確保するため、調達に関する協定を事業者と締結する予定で調整中でございます。

議員ご質問のT・K・Bをはじめとする女性目線の避難所の運営についても、先ほど申し上げた各種研修会において学んできたことを本町のマニュアル等に反映していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

最後の質問です。避難生活が長期になった場合を想定した場合、どんな対策をお考えでしょうか。お願いします。

総務課長（松浦 久美子）

小川議員の「避難生活が長期化した場合の対策について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

長期の避難を余儀なくされる理由の大きなものとしては、水道・電気・ガスといった生活インフラの復旧の遅れが考えられます。香川県地震・津波被害想定調査報告によると、南海トラフ地震の想定される最大クラスの被害では、本町においても発災後1か月の時点で上水道の断水人口が7,700人、下水道の機能支障人口が6,400人、電力の停電軒数が3,500軒、都市ガスの供給停止率が68%と、生活インフラの復旧には相当の時間を要することが見込まれております。

このように避難生活が長期化する場合、行政には「命をつなぐ応急処置」から「生活の質を保ち、次の住まいへ移行するための生活再建支援」へとフェーズを切り替えることが求められます。具体的には、洗濯機の配置や洗濯物を干すためのスペース、簡易入浴施設の整備といった短期的な措置とは異なる措置が避難所においても必要となります。

また、災害関連死を防ぐため、日本医師会災害医療チームJMATや災害派遣医療チームDWAT、各関係機関等の保健師の応援派遣要請を行い、スタッフによる定期的な巡回を行うことや、避難者の心のケアを行うために災害派遣精神医療チームDPATの派遣を要請する必要も出てくると考えております。

更に、将来の生活再建のため必要な情報を確実に被災者へ届ける必要があります。

ます。例えば、罹災証明書の発行、義援金の申請、各種減免措置などの手続については、避難所の掲示板等を活用して情報の発信に努めていく必要があります。併せて、仮設住宅の必要戸数の把握や建設場所の選定、民間アパートの空室活用など、避難所生活の次の段階を見据えた対策については、国や県とも共同しながら議論を進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

関連として再質問をさせていただきます。

避難所と想定されております町内の体育館です。中学校は既に空調設備が完了しておりますけれども、あと各小学校等です。こういったものについての空調設備関係の計画は如何様になっておるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

教育総務課長（池田 友亮）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

昨年度より政策企画調整会議の中で、小学校体育館への空調設備設置に向けた検討を進めております。今後、より具体的な協議検討を進めていくためには、工法や金額、工期等が必要となってきます。つきましては、本定例会において、基本設計業務に係る費用を議案第6号の補正予算の中で提案させていただきます。なお、基本設計業務の中で、初期投資の金額や維持管理費など経済性の比較はもちろんのこと、平常時の学習環境と災害時の避難所機能の両面において、最も適した空調方式、電気式、ガス式等についても、比較検討を行ってまいります。その後、実施設計業務、設置工事へのスケジュールを予定しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

今の補正の議案につきましては、また委員会で十分議論をしたいと思っております。以上、9番、質問を終わります。ありがとうございます。